

年 5 日年次有給休暇取得義務化

平成 31 年 4 月 1 日施行の改正労働基準法により年 5 日の年次有給休暇を労働者に取得させることが使用者の義務となります。

1. 5 日有給休暇取得義務化の概要

項目	内容	備考
対象となるのは？	労働者を雇用する全ての企業	個人事業も対象
いつからか？	平成 31 年 4 月 1 日以降に新たに付与された 1 年間の有給休暇に対して	付与日の確認
対象となる労働者は？	年間に付与される有給休暇の日数が 10 日以上になる労働者が対象	パートでも付与日数が 10 日以上の場合には対象となる
義務化の内容は？	<ul style="list-style-type: none"> 年間 5 日間の有給休暇を取得すること 年次有給休暇管理簿を作成し 3 年間保管 	
未達成の場合の罰則は？	未達成 1 人につき 30 万円の罰金	

2. 対応

- (1) 有給休暇付与日の確認
- (2) 付与方法を確認

個別指定方式	計画的付与方式
使用者と労働者が個別に有給休暇の取得日を決める	労使協定で 5 日間の有給休暇を決める(届出は不要)
労働者ごとに管理して 5 日以上の有給休暇取得を管理する	労働者ごとの管理は必要ないが、一度定めた有給取得日を会社都合で変更できない

- (3) 年次有給休暇管理簿の作成と保管

3. 10 日以上の有給休暇取得者

勤務年数	0.5 年	1.5 年	2.5 年	3.5 年	4.5 年	5.5 年	6.5 年
正社員	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
非常勤 4 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
非常勤 3 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
非常勤 2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
非常勤 1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

歯科会計

自費アップの仕組みづくり

料金表を作ろう！

1. 料金表の効果

(1) 初診患者用

- ① 来院を決めるとホームページ等により診療所情報の確認をする場合が多い
- ② 確認事項はアクセス方法、診療時間、予約の取り方等
- ③ 治療内容が決まっていないので（歯科医師の診断前なので）料金の確認は通院する診療所の雰囲気確認なのでわかりやすい料金表とすることが重要

(2) 再診・再初診患者用

- ① 歯科医師の診断により治療決定後に確認する料金表が必要
- ② 歯科医師、歯科衛生士等からの説明用となるので見積書的な料金表が必要
- ③ 診療室内、待合室等での閲覧ができるようにすることが必要

2. 自由診療と料金表の関連は？

月平均自費	診療所数	HP あり	HP 料金表有	HP 率	料金表率
100万円未満	123	69	12	56.1%	17.4%
100万円台	41	32	8	78.0%	25.0%
200万円台	28	24	13	85.7%	54.2%
300万円台	15	14	6	93.3%	42.9%
400万円台	14	13	7	92.9%	53.8%
500万円台	4	3	3	75.0%	100.0%
600万円台	7	7	3	100.0%	42.9%
700万円台	6	6	3	100.0%	50.0%
800万円台	5	4	2	80.0%	50.0%
900万円以上	5	5	2	100.0%	40.0%
合計	248	177	59	71.4%	33.3%

・料金表の掲載率は
200万円台から高率
安定へ

2019 年歯科経営セミナー

1. 開催日時 2019年6月30日（日）午後1時から5時
2. 会場 ステーションコンファレンス東京（東京駅八重洲北口2分）
3. テーマ 利益実感！2019 橋本会計
 - (1) 第一部 2018年歯科経営分析と2019年歯科経営のポイント
 - (2) 第二部 自費月100万円達成手法（現在内容検討中）

ドクター会計

平成 31 年 3 月決算対策

今月は 3 月 15 日の確定申告期限と共に 3 月決算法人の決算月となっています。家賃の前払や 30 万円未満の少額資産購入といった決算対策を予定されている場合には、決算内に実行できるよう確認をお願いします。

【生命保険加入について】

直前でも可能な決算対策として法人生命保険加入がありますが、報道されているように、いわゆる節税保険については、大手生命保険会社の多くが販売を休止しています。そのため、年度末の駆け込み契約は難しい状況です。現在は国税庁と生命保険会社が協議し、個別通達の改正の可能性を含めて検討が進められていますので、その動向についても注意が必要です。なお、平成 20 年 2 月の改正時には、新たな取扱いが改正日以後に契約した商品に適用されています。

【平成 30 年改正点】

平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度より所得拡大税制の延長・拡充が行われています。

今回の 3 月決算が初めての適用となりますので、変更点を含めて、変更後の制度について確認します。

○通常

1 人当たり平均給与が前年度比で 1.5%以上増加した場合

⇒給与総額の前年度からの増加額の 15%を税額控除

(変更点)

- ① 給与総額を基準年度（H24 年度）との比較から、前年度との比較に変更
- ② 平均給与支給額が前年度以上から 1.5%以上増加に変更
- ③ 平均給与の対象者は前年、適用年度のすべての月で給与を受けている一定の者に変更
- ④ 税額控除が 10%から 15%（通常）または 25%（上乘せ）に変更

（税額控除は法人税の 20%が上限）

○上乘せ

1 人当たり平均給与が前年度比で 2.5%以上増加し、一定の要件を満たす場合

⇒給与総額の前年度からの増加額の 25%を税額控除

(一定の要件)

- ① 教育訓練費が前年度比で 10%以上増加していること
- ② 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上の認定を受けており、経営力向上がなされている

※教育訓練費の対象となるのは雇用者になりますが、法人の役員や個人事業主、その親族は対象外となります。

そのため、セミナー参加費等は普段から院長・役員のか、スタッフのかを区分しておく必要があります。

医療承継

教育資金、結婚・子育て資金贈与の改正

平成 31 年度の税制改正案の中でのメイン項目は個人事業承継の納税猶予制度ですが、その他に教育資金の非課税贈与制度、結婚・子育て資金の非課税贈与制度の延長と見直しがありました。

<教育資金の一括贈与非課税措置の見直し> 30 歳未満

直系の祖父母、父母等から教育資金にあてるために金融機関との一定の契約に基づく贈与を受けた場合に、1500 万円まで贈与税が非課税となる「教育資金の一括贈与非課税制度」は平成 31 年 3 月 31 日が期限でしたが、2 年間延長されることになりました。

ただし、以下のような制度の見直しがかけています（平成 31 年 4 月 1 日～）。

- (1) 贈与を受ける子や孫の合計所得金額（贈与を行う年の前年）が 1000 万円を超える場合には制度の対象外とする（裕福世帯の排除）
- (2) 23 歳以上の子や孫について、絵画などの習い事、ボートなどレジャー用の免許取得などの学校以外で受ける趣味の習い事は除外する
- (3) 贈与した者が死亡前 3 年以内に契約した信託契約にかかる教育資金については、贈与者が死亡した時点でまだ使っていない部分があるときは、以下のいずれかの場合を除き、その残額を相続税の課税対象とする
 - ① 贈与を受けた者が 23 歳未満である場合
 - ② 贈与を受けた者が学校等に在学している場合
 - ③ 贈与を受けた者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

<結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し> 20 歳以上 50 歳未満

直系の祖父母、父母等から結婚・子育てにあてるために金融機関との一定の契約に基づく贈与を受けた場合に、1000 万円までは贈与税が非課税となる「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」は平成 31 年 3 月 31 日が期限でしたが、2 年間延長されることになりました。

また、教育資金の一括非課税制度と同様に、贈与を受ける子や孫の合計所得金額が 1000 万円を超える場合には制度の対象外とされました（平成 31 年 4 月 1 日～）。